

公布した規則一覧

令和6年

公布番号	規則名
94	杉並区介護保険に関する規則の一部を改正する規則
95	杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則
96	杉並区立コミュニティふらっと条例施行規則の一部を改正する規則
97	杉並区公印規則の一部を改正する規則
98	杉並区組織規則の一部を改正する規則
99	杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規則
100	杉並区立公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
101	杉並区住民基本台帳事務規則の一部を改正する規則
102	杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則を廃止する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則による廃止前の杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
103	杉並区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
104	杉並区結核・精神医療給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則
105	杉並区高額療養費等資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則
106	杉並区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則
107	杉並区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
108	杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
109	杉並区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則
110	杉並区介護保険に関する規則の一部を改正する規則
111	杉並区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
112	杉並区母子保健法施行細則の一部を改正する規則
113	杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則
114	杉並区立公園条例施行規則の一部を改正する規則

115	杉並区立大田黒公園、杉並区立柏の宮公園及び杉並区立角川庭園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
116	杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区介護保険に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月1日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第94号

杉並区介護保険に関する規則の一部を改正する規則

杉並区介護保険に関する規則（平成12年杉並区規則第107号）の一部を次のように改正する。

第32号様式中	「食費	円	を削る。
	ユニット型個室	円	
	ユニット型個室的多床室	円	
	従来型個室（特養等）	円	
	従来型個室（老健・療養）	円	
	多床室	円」	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第95号

杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則
杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年杉並区規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1（4）中

杉並区立コミュニティふらっと本天沼	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室 第5集会室 多目的室				を
-------------------	------------------------------------	--	--	--	---

杉並区立コミュニティふらっと本天沼	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室 第5集会室 多目的室				に
杉並区立コミュニティふらっと高田寺南	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室 第1多目的室 第2多目的室 楽器練習室				

改める。

別表第2（3）を次のように改める。

（3）区民事務所

名称	使用部分	区分	抽選申込期間		使用予定者の使用の申請期間	使用の申請期間
			登録団体抽選申込期間	一般抽選申込期間		
荻窪区民事務	荻窪会議室	洋室 和室	使用日の属する月の3	使用日の属する月の2	1 登録団体抽選申込期間内に抽選申	使用日の属する月の2月前の月の27日

所			月前の月の 15日から 23日まで	月前の月の 1日から9 日まで	込みを行った使用 予定者 使用日の 属する月の3月前 の月の24日から 末日まで 2 一般抽選申込期 間内に抽選申込み を行った使用予定 者 使用日の属す る月の2月前の月 の10日から14 日まで	から使用日の前日ま で
永福和 泉区民 事務所	桜上水北 会議室	洋室1 洋 室2				

附 則

- 1 この規則は、令和7年2月1日から施行する。ただし、別表第2（3）の改正規定及び次項の規定は、令和6年12月15日から施行する。
- 2 令和7年3月1日前のこの規則による改正前の杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則別表第2（3）に規定する高円寺区民事務所高円寺中央会議室の施設の使用に係る杉並区公共施設予約システムの利用に関する規則第1条に規定する予約システムの利用については、なお従前の例による。

杉並区立コミュニティふらっと条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第96号

杉並区立コミュニティふらっと条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立コミュニティふらっと条例施行規則（令和2年杉並区規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

杉並区立コミュニティふらっと高円寺南	毎月第1月曜日及び第3木曜日（その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日後その日に最も近い祝日法に規定する休日でない日（土曜日及び日曜日を除く。））	1月1日から同月4日まで	12月31日
--------------------	--	--------------	--------

別表第2中

杉並区立コミュニティふらっと本天沼	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室 第5集会室 多目的室				を に
杉並区立コミュニティふらっと本天沼	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室 第5集会室 多目的室				
杉並区立コミュニティふらっと高円寺南	第1集会室 第2集会室 第3集会室 第4集会室 第1多目的室 第2多目的室				に
	楽器練習室				

改める。

別表第5に次のように加える。

杉並区立コミュニティふらつと高円寺南	電子ピアノ	1日	200円
	ビデオプロジェクター	1日	100円

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 別表第2の改正規定及び附則第3項の規定 令和7年2月1日
- 2 この規則による改正後の杉並区立コミュニティふらつと条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第5に規定する杉並区立コミュニティふらつと高円寺南の備付器具の使用の承認その他のこの規則の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても行うことができる。
- 3 新規則別表第2に規定する杉並区立コミュニティふらつと高円寺南の限定登録団体抽選申込期間に係る規定は、令和7年4月1日以後に行う杉並区立コミュニティふらつと高円寺南の施設に係る杉並区立コミュニティふらつと条例施行規則第5条第1項に規定する抽選申込みについて適用する。

杉並区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第97号

杉並区公印規則の一部を改正する規則

杉並区公印規則（昭和37年杉並区規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2 専用杉並区印の部5の項中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書及び国民健康保険被保険者証」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

杉並区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第98号

杉並区組織規則の一部を改正する規則

杉並区組織規則（昭和50年杉並区規則第9号）の一部を次のように改正する。

第14条国保年金課の部国保資格係の項第2号中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書等」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和6年11月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第99号

杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規
則

杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則（平成28年杉並区規則
第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び次条」を削る。

第2条の2の見出し中「以外」を削り、「記録されている者」の次に「以外の者
等」を加え、同条第1項中「記録されているもの」の次に「（住民基本台帳法第2
4条の規定による届出をした者に限る。）又は杉並区の住民基本台帳に記録されて
いるもの」を、「、個人番号カード」の次に「（公的個人認証法第22条第7項
（公的個人認証法第22条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。）
の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限
る。以下この条において同じ。）」を加える。

第4条第3項第2号中「国民健康保険その他の医療保険の被保険者証、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第3項第2号の改正規定は、
令和6年12月2日から施行する。

杉並区立公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和6年11月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第100号

杉並区立公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

杉並区立公園条例の一部を改正する条例（令和5年杉並区条例第29号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行期日は、令和6年12月1日とする。ただし、同条例第2条の規定（杉並区立公園条例（昭和51年杉並区条例第27号）別表第2及び別表第6の改正規定を除く。）の施行期日は同月9日とし、同条中同表の改正規定の施行期日は令和7年2月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区住民基本台帳事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第101号

杉並区住民基本台帳事務規則の一部を改正する規則

杉並区住民基本台帳事務規則（昭和45年杉並区規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4号様式を次のように改正する。

第4号様式（第4条関係）

※太線の中だけ御記入ください。

転出届出書		届出に来た方		氏名		住所			杉並区長 宛	
				電話						
転出（予定）年月日		届出年月日								
今までの住所								世帯主		
転出先の住所										
		氏名		生年月日	性別	続柄	国民健康保険	その他	介護保険	
1										
2										
3										
4										
							後期高齢者医療		備考	
児童手当										

附 則

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第4号様式による用紙で、現に残存するものは、
所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則を廃止する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則による廃止前の杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第102号

杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則を廃止する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則による廃止前の杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則を廃止する規則（平成27年杉並区規則第112号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則による廃止前の杉並区住民基本台帳カードの利用に関する条例施行規則（平成26年杉並区規則第91号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項第2号中「国民健康保険その他の医療保険の被保険者証、」を削る。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

杉並区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第103号

杉並区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区国民健康保険条例施行規則（昭和35年杉並区規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（資格確認書等の交付）

第3条 区長は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第36条第3項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にある被保険者の属する世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請又は職権により、当該被保険者に係る資格確認書（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第6条第1項に規定する資格確認書をいう。以下同じ。）を交付する。

2 区長は、世帯主（当該世帯主及びその世帯に属する全ての被保険者が資格確認書の交付を受けているものを除く。）に対し、その世帯に属する被保険者（資格確認書の交付を受けているものを除く。）に係る資格情報通知書（国民健康保険法施行規則第7条の3第1項に規定する資格情報通知書をいう。以下同じ。）を、その資格の取得後速やかに交付しなければならない。

第4条の見出しを「（資格確認書の検認又は更新）」に改め、同条中「被保険者証の更新又は検認」を「資格確認書の検認又は更新」に、「公告する」を「、公告する」に改める。

第5条中「被保険者証」を「資格確認書」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第7条第1項中「6月」の次に「（急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金の支払又は納付について、区長がやむを得ないと認めるときは、1年）」を加え、「さまたげない」を「妨げない」に改め、同条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、これらを提出することができないことについて、区長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

第11条第1項中「及び被保険者証」を削る。

第12条第1項中「、葬祭を」を「及び葬祭を」に改め、「及び被保険者証」を削る。

第19条第2項第2号中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附則第4項中「及び被保険者証」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第16条の規定によりなお従前の例によることとされた被保険者証については、改正前の第4条及び第5条の規定は、なおその効力を有する。

杉並区結核・精神医療給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第104号

杉並区結核・精神医療給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則
杉並区結核・精神医療給付金の支給に関する規則（平成14年杉並区規則第100号）の一部を次のように改正する。

第1号の2様式を次のように改める。

第1号の2様式（第2条関係）

国保受給者証（精神通院）交付申請書

杉並区長 宛

年 月 日

私は、国保受給者証（精神通院）について申請します。（申請項目に○印を付けてください。）
 [新規・更新・再開・国保受給者証追加交付・他の区市町村からの居住地変更による国保受給者証交付]

氏名・医療機関等の変更がある場合は、項目に○をしてください。	フリガナ		年齢	生年月日	
	氏名	(姓)	(名)		
	住所 (居所)	郵便番号 電話 ()			
	住民票上の住所	(居所(住所)と住民票上の住所が異なる場合に記入してください。)			
	被保険者記号		番号		枝番
	保護者 氏名	(姓)	(名)	本人との関係	
	住所	郵便番号 電話 ()			
	医療機関等 医療機関(所在地)	電話 ()			
	薬局(所在地)	電話 ()			
	その他(所在地)	電話 ()			
申請者 氏名			本人との関係		
住所	郵便番号 電話 ()				

- 注) 1 保護者住所及び電話番号は、本人と異なる場合に記入してください。
 2 既に自立支援医療受給者証が交付されている場合は、自立支援医療受給者証の写しを添付してください。
 ※自立支援医療受給者証の写しが添付できない場合は、下の同意欄へ氏名を記載してください。
 3 国民健康保険法第113条の2に基づき、国保受給者証の有効期間中に、課税状況を確認させていただくことがあります。この際、区市町村民税に係る申告がされていないと、国保受給者証の返還を求める場合があるため、必ず毎年届出を行ってください。

※自立支援医療（精神通院）支給認定申請の決定内容を申請先に確認することについて、同意します。
氏名

附 則

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号の2様式による用紙で、現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区高額療養費等資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第105号

杉並区高額療養費等資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区高額療養費等資金貸付基金条例施行規則（平成18年杉並区規則第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項を削り、同条第5項中「第1項、第2項又は第3項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

杉並区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第106号

杉並区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年杉並区規則第55号）
の一部を次のように改正する。

第1号様式（裏）を次のように改める。

(裏)

「後期高齢者医療保険料（変更）納入通知書」について

- この通知は、杉並区からお送りしています。
- 保険料の納付義務者は、被保険者本人です。ただし、杉並区がその保険料を普通徴収の方法によって徴収する場合は、高齢者の医療の確保に関する法律第108条第2項及び第3項の規定により、被保険者の属する世帯の世帯主及び被保険者の配偶者も連帯して納付する義務を負います。

● 納付場所

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都後期高齢者医療審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます。この審査請求は、杉並区長を経由してすることもできます。
- 2 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(保険料の納入についての問合せ先)

※ 後期高齢者医療保険料を金融機関で納めていただいてから、杉並区の収納状況に反映するまでに2週間程度を要します。そのため、お支払済にもかかわらず督促状が発送されてしまうことがあります。御容赦ください。

附 則

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式による用紙で、現に残存するものは、
所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第107号

杉並区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

杉並区児童福祉法施行細則（昭和40年杉並区規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4号の7様式中「この証に医療保険の被保険者証及び肢体不自由児通所医療受給者証を添えて」を「電子資格確認を受ける場合はこの証及び肢体不自由児通所医療受給者証を、電子資格確認を受けない場合はこの証、肢体不自由児通所医療受給者証及び医療保険の資格確認書を」に改める。

第4号の8様式中「必ずこの証に児童通所受給者証及び医療保険の被保険者証を添えて」を「電子資格確認を受ける場合はこの証及び児童通所受給者証を、電子資格確認を受けない場合はこの証、児童通所受給者証及び医療保険の資格確認書を」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第4号の7様式による児童通所受給者証又は改正前の第4号の8様式による肢体不自由児通所医療受給者証は、当該児童通所受給者証の給付決定期間又は当該肢体不自由児通所医療受給者証の適用期間の間は、それぞれ改正後の第4号の7様式による児童通所受給者証又は改正後の第4号の8様式による肢体不自由児通所医療受給者証とみなす。

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和6年11月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第108号

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規
則

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年杉並区規則
第26号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

心身障害者医療証交付申請書 年 月 日		医療証番号	杉	第	号	
杉並区長 宛 以下のとおり、心身障害者医療証の交付を申請します。						
氏名	(フリガナ)				障害の種類	1 東京都愛の手帳 3度 2 脳性麻痺・進行性筋萎縮症
生年月日	年 月 日					
住所	丁目 番 号 方 電話 ()				申請理由	1 東京都愛の手帳又は身体障害者手帳の交付を受けたため 申請日 年 月 日 2 生活保護を受けなくなったため 3 転入してきたため 4 その他 事由発生年月日 年 月 日
加入医療保険	世帯主・組合員等	氏名				
		住所				
	保険の種別	1協	2組	3日	4船	被保険者等 記号・番号等
		5共	6国	7後		
	保険者の名称					
	保険者番号					
所得状況	前年の所得額	扶（同配・老扶・特扶）		雑損・医療費等所得控除額		控除後の所得額
医療証	交付	年 月 日				
	始期	年 月 日				
住所 ----- 申請者 氏名 ----- 住所 ----- 代行者 氏名 -----						

第5号様式中 「被保険者 記号番号」 を 「被保険者等 記号・番号等」 に改める。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第9条関係）

㊦ 心身障害者医療費助成異動届

年 月 日

杉並区長 宛

申請者 住所
 (代行者)
 電話 ()
 氏名
 (続柄)

受給者	医療証番号	杉 第 号
	氏 名	

下記のとおり申請の内容が変更になったので、届け出ます。

記

事 由		変 更 前	変 更 後
1	氏 名		
2	住 所		
3 加入 医療 保険	被保険者等 記号・番号等		
	保険者の名称 保険者番号		
	世帯主・ 被保険者		
4	そ の 他 ()		
異動年月日		年 月 日	

備考 該当する事由の番号に○印を付けてください。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第10条関係）

心身障害者医療費受給者台帳				医療証番号		杉		第		号	
年 月 日											
氏名	(フリガナ)			障害の種類	1 東京都愛の手帳 3度						
	生年月日	年 月 日			2 脳性麻痺・進行性筋萎縮症						
住所	丁目 番号 方 電話 ()			申請理由	1 東京都愛の手帳又は身体障害者手帳の交付を受けたため 申請日 年 月 日						
	丁目 番号 方 電話 () (. . 変更)				2 生活保護を受けなくなったため 3 転入してきたため 4 その他 事由発生年月日 年 月 日						
加入医療保険	世帯主・組合員等	氏 名						続 柄			
				(. . 変更)							
	住所										
				(. . 変更)							
保険の種類別		1 協	2 組	3 日	4 船	被保険者等 記号・番号等					
		5 共	6 国	7 後							
保険者の名称											
保険者番号											
所得状況	前年の所得額		扶 (同配・老扶・特扶)			雑損・医療費等所得控除額			控除後の所得額		
医療証	交付		年 月 日								
	始期		年 月 日								
資格喪失	事由	1 転 出 () へ			申請者 住所 ----- 氏 名 -----						
		2 施設入所									
資格喪失	年月日	3 生保開始			代行者 住所 ----- 氏 名 -----						
		4 死 亡									
		5 その他 ()									
		年 月 日									

附 則

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式、第5号様式、第8号様式及び第10号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第109号

杉並区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

杉並区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年杉並区規則第66号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（表）中「被保険者証の記号及び番号」を「被保険者等記号・番号等」に改める。

第3号様式中「この証に医療保険の被保険者証及び療養介護医療受給者証を添えて」を「電子資格確認を受ける場合はこの証及び療養介護医療受給者証を、電子資格確認を受けない場合はこの証、療養介護医療受給者証及び医療保険の資格確認書を」に改める。

第6号様式（表）中「被保険者証の記号及び番号」を「被保険者等記号・番号等」に改める。

第18号様式中 「受診者の被保険者証 の記号及び番号」を 「受診者の被保険者等 記号・番号等」に改める。

第20号様式中 「被保険者証の 記号及び番号」を 「被保険者等 記号・番号等」に改める。

第26号様式中 「被保険者証の 記号及び番号」を 「被保険者等 記号・番号等」に、「必ずこの証に障害福祉サービス受給者証及び医療保険の被保険者証を添えて」を「電子資格確認を受け

る場合はこの証及び障害福祉サービス受給者証を、電子資格確認を受けない場合はこの証、障害福祉サービス受給者証及び医療保険の資格確認書を」に改める。

第27号様式を次のように改める。

第27号様式（第23条関係）

基準該当療養介護医療費支給申請書										
障害者・児童	フリガナ				性別	男・女	年齢	歳	生年月日	
	受診者氏名								年 月 日	
	フリガナ				受給者証番号					
	受診者居住地	〒			電話番号					
場合 受診者が 18歳未満の	フリガナ				受診者 との 関係					
	保護者氏名									
	フリガナ				電話 番号					
	保護者居住地									
負担額に 関する 事項	受診者の被保険者等 記号・番号等				保険者名					
	受診者と同一保険 の加入者									
	該当する所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上			重度かつ継続	該当・非該当				
身体障害者 手帳番号				精神障害者保健 福祉手帳番号						
基準該当療養介護医療 を行う医療機関	医療機関名			所在地・電話番号						
				〒						
支給申請額	円									
上記のとおり、基準該当療養介護医療費の支給を申請します。										
年 月 日 杉並区長 宛										
申請者氏名 ㊦										
申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）									
フリガナ				申請者 との関係						
氏名										
居住地	〒			電話番号						

上記の基準該当療養介護医療費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	種目	1普通	2当座	3その他	口座番号				
	金融機関コード	店舗コード									
	フリガナ										
	口座名義人										

※ この申請には当該医療機関の領収証を添付してください。

第32号の2様式及び第33号様式中「・被保険者証番号」を「及び被保険者等記号・番号等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 改正前の第1号様式、第6号様式、第18号様式、第27号様式、第32号の2様式及び第33号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第3号様式による障害福祉サービス受給者証、改正前の第20号様式による自立支援医療受給者証（更生医療）又は改正前の第26号様式による療養介護医療受給者証は、当該障害福祉サービス受給者証の支給決定期間、当該自立支援医療受給者証（更生医療）の有効期間又は当該療養介護医療受給者証の適用期間の間は、それぞれ改正後の第3号様式による障害福祉サービス受給者証、改正後の第20号様式による自立支援医療受給者証（更生医療）又は改正後の第26号様式による療養介護医療受給者証とみなす。

杉並区介護保険に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第110号

杉並区介護保険に関する規則の一部を改正する規則

杉並区介護保険に関する規則（平成12年杉並区規則第107号）の一部を次のように改正する。

第1号の3様式、第13号様式及び第21号様式中「医療保険被保険者証」を「医療保険被保険者等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号の3様式、第13号様式及び第21号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第111号

杉並区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
杉並区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成5年杉並区規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3号様式（裏）、第3号の2様式（裏）及び第3号の3様式（裏）中「被保険者証」を「医療保険の資格確認書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第3号様式から第3号の3様式までの規定による医療証は、当該医療証の有効期間の満了の日までの間は、それぞれ改正後の第3号様式から第3号の3様式までの規定による医療証とみなす。

杉並区母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第112号

杉並区母子保健法施行細則の一部を改正する規則

杉並区母子保健法施行細則（昭和62年杉並区規則第36号）の一部を次のように改正する。

第6号様式中 「被保険者証等の
記号及び番号」 を 「被保険者等
記号・番号等」 に改め、「（自署又は記
名押印）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第6号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第113号

杉並区保健所長委任規則の一部を改正する規則

杉並区保健所長委任規則（平成12年杉並区規則第119号）の一部を次のように改正する。

第1条第50号ケ中「被保険者証等」を「被保険者等資格情報」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

杉並区立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第114号

杉並区立公園条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立公園条例施行規則（昭和51年杉並区規則第37号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項ただし書中「角川庭園詩歌室2」の次に「、^{てき}荻外荘公園荻外荘」を加える。

第19条第3号中「第21条の13第3項」の次に「及び第5項」を加え、同条第4号中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に改める。

第20条中「第21条の13第5項」を「第21条の13第6項」に改める。

第21条中「第21条の13第7項」を「第21条の13第8項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月9日から施行する。

杉並区立大田黒公園、杉並区立柏^{かし}の宮公園及び杉並区立角川庭園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第115号

杉並区立大田黒公園、杉並区立柏^{かし}の宮公園及び杉並区立角川庭園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

杉並区立大田黒公園、杉並区立柏^{かし}の宮公園及び杉並区立角川庭園の管理運営に関する規則（昭和56年杉並区規則第50号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

杉並区立大田黒公園、杉並区立柏^{かし}の宮公園、杉並区立角川庭園及び杉並区立荻外荘公園の管理運営に関する規則

第1条中「及び杉並区立角川庭園」を「、杉並区立角川庭園」に、「の管理運営」を「及び杉並区立荻外荘公園（以下「荻外荘公園」という。）の管理運営」に改める。

第2条第1項中「及び角川庭園」を「、角川庭園及び荻外荘公園」に改め、同条第2項中「及び角川庭園」を「、角川庭園及び荻外荘公園」に改め、「別表第6」の次に「及び別表第7」を加え、同条第3項中「柏^{かし}の宮公園茶室」を「柏の宮公園茶室」に、「の休業日」を「並びに荻外荘公園荻外荘の休業日」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（荻外荘の観覧）

第6条の2 条例第16条第1項の規定により荻外荘公園荻外荘を観覧しようとする者は、条例別表第7に規定する利用料金を納付し、観覧券又は定期観覧券の交付を受けなければならない。

2 既に定期観覧券の交付を受けている者が荻外荘公園荻外荘を観覧しようとするときは、前項の利用料金の納付に代えて、定期観覧券を提示するものとする。

第8条の見出しを「（使用料等の減免等）」に改め、同条第1項中「茶室等」の次に「及び荻外荘公園荻外荘」を加え、同条第2項中「前項の規定により、」を

「第1項の規定により」に、「者は、」を「者は」に改め、「区長に」の次に「、前項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は利用料金免除申請書（第4号の2様式）を指定管理者に」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第21条の13第8項において準用する条例第19条の規定により利用料金（条例別表第7に規定するものに限る。）を免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 杉並区立学校の児童若しくは生徒又はこれらの者を引率する教員が、当該学校の教育課程として行われる教育活動として観覧する場合
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳を交付された者が観覧する場合
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳を交付された者又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳を交付された者が観覧する場合
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳を交付された者が観覧する場合
- (5) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定により医療受給者証を交付された者が観覧する場合
- (6) 第2号から前号までに規定する者が観覧する際に当該者を介護する者（1人に限る。）が観覧する場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めた場合

第11条中「第7条、第8条」を「第7条、第8条第1項及び第3項」に、「第21条の13第7項」を「第21条の13第8項」に改め、「茶室等」の次に「及び荻外荘公園荻外荘」を加え、「。以下この条において同じ」を削り、「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（使用料の徴収に関する読替え）

第12条 条例第21条の9第2項の規定により区長が使用料を徴収する場合における第6条の2並びに第8条第2項及び第3項の規定の適用については、第6条の2第1項中「に規定する利用料金」とあるのは「に定める額の範囲内において

区長が定める使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第8条第2項中「条例第21条の13第8項において準用する条例第19条の規定により利用料金（条例別表第7に規定する）」とあるのは「条例第19条の規定により使用料（荻外荘公園荻外荘に係る）」と、同項第7号中「指定管理者」とあるのは「区長」と、同条第3項中「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「利用料金免除申請書（第4号の2様式）」とあるのは「使用料免除申請書」と、「指定管理者」とあるのは「区長」とする。この場合において、使用料免除申請書の様式については、利用料金免除申請書に所要の調整を加えたものとする。

別表第1に次のように加える。

荻外荘公園	水曜日及び12月29日から翌年1月1日まで	午前9時から午後5時まで
-------	-----------------------	--------------

別表第2中「柏^{かし}の宮公園茶室」を「柏の宮公園茶室」に改め、同表に次のように加える。

荻外荘公園 荻外荘	水曜日及び12月29日から翌年1月1日まで	午前9時から午後5時まで
--------------	-----------------------	--------------

第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号の2様式（第8条関係）

利用料金免除申請書

年 月 日

宛

住所 _____

氏名 _____

電話 () _____

下記のとおり利用料金の免除を申請します。

記

観覧日時	年 月 日
免除の理由	
備考	

附 則

この規則は、令和6年12月9日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定、第2条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「及び角川庭園」を「、角川庭園及び荻外荘公園」に改める部分に限る。）、第8条第1項の改正規定、第11条の改正規定（「茶室等」の次に「及び荻外荘公園荻外荘」を加える部分に限る。）及び別表第1に次のように加える改正規定は、同月1日から施行する。

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月28日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第116号

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成2年杉並区規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第31条の9第1項」を「第31条の10第1項」に改める。

別表3から別表5までを次のように改める。

別表3（第9条関係）

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 加算対象扶養親族等（条例第4条第1項第1号に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族（同法に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）以外のものをいう。以下同じ。）及び生計維持児童（同号に規定するひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものをいう。以下同じ。）がない場合 208万円
- (2) 加算対象扶養親族等又は生計維持児童がある場合 208万円に次に掲げる額を加算した額
 - ア 当該加算対象扶養親族等（70歳以上同一生計配偶者（70歳以上の所得税法に規定する同一生計配偶者をいう。以下同じ。））、老人扶養親族（同法に規定する老人扶養親族をいう。以下同じ。）又は特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族及び19歳未満の控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に38万円を乗じて得た額

イ 当該加算対象扶養親族等（70歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に48万円を乗じて得た額

ウ 当該加算対象扶養親族等（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に53万円を乗じて得た額

別表4（第9条関係）

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 加算対象扶養親族等及び生計維持児童がない場合 236万円

(2) 加算対象扶養親族等又は生計維持児童がある場合 236万円に次に掲げる額を加算した額

ア 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に38万円を乗じて得た額

イ 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に44万円を乗じて得た額（アの規定（生計維持児童に係る部分を除く。）により算定された額がない場合にあつては、当該乗じて得た額から6万円を減じた額）

別表5（第9条関係）

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 加算対象扶養親族等がない場合 236万円

(2) 加算対象扶養親族等がある場合 236万円に次に掲げる額を加算した額

ア 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）の数に38万円を乗じて得た額

イ 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に44万円を乗じて得た額（アの規定により算定された額がない場合にあつては、当該乗じて得た額から6万円を減じた額）

第1号様式中「及び扶養親族」の次に「（控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除く。）」を加える。

第3号様式及び第4号の2様式中「被保険者証」を「医療保険の資格確認書」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第11条の改正規定 公布の日
 - (2) 第3号様式及び第4号の2様式の改正規定並びに附則第3項の規定 令和6年12月2日
- 2 改正後の別表第3から別表第5までの規定は、令和7年1月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に交付されている改正前の第3号様式又は第4号の2様式による医療証は、当該医療証の有効期限までの間は、それぞれ改正後の第3号様式又は第4号の2様式による医療証とみなす。